

ID: 526

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	占有許可の取消し、行為中止命令等		
法令名 根拠条項	海岸法 第12条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第12条第1項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第12条 海岸管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却(第8条の2第1項第3号に規定する放置された物件の除却を含む。)、他の施設等により生ずべき海岸の保全上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 第7条第1項、第8条第1項又は第8条の2第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日